

一般財団法人 大阪建築防災センター

確認検査業務手数料規程

制定年月日 平成 11 年 7 月 1 日

最終改定年月日 令和 8 年 3 月 5 日

番号 OR-03 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、別に定める一般財団法人大阪建築防災センター（以下「財団」という。）確認検査業務規程（以下「業務規程」という。）第 46 条の規定に基づき、財団が実施する確認検査の業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(建築物の確認の申請手数料)

第 2 条 業務規程第 17 条に規定する確認の申請手数料は、申請 1 件につき、建築物を新築、増築、改築、移転（以下「建築」という。）及び大規模の修繕もしくは模様替え、並びに用途変更に係る申請床面積の合計（第 2 項及び第 3 項の場合を除く。）により、次の（1）の手数料と、（2）の加算手数料を合算して算定する。

(1) 確認の手数料

① 確認の手数料

申請床面積の合計	手数料（非課税、単位：円）		
	2号・3号の特定木造建築物	2号・3号の構造計算等有	3号・型式認定（構造計算等無）
100㎡以内	42,000	46,000	32,000
100㎡を超え、200㎡以内	52,000	57,000	40,000
200㎡を超え、300㎡以内	61,000	73,000	46,000
300㎡を超え、500㎡以内	/	88,000	52,000
500㎡を超え、1,000㎡以内		113,000	80,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内		188,000	132,000
2,000㎡を超え、3,000㎡以内		250,000	175,000
3,000㎡を超え、4,000㎡以内		300,000	210,000
4,000㎡を超え、5,000㎡以内		350,000	250,000
5,000㎡を超え、6,000㎡以内		400,000	/
6,000㎡を超え、8,000㎡以内		460,000	
8,000㎡を超え、10,000㎡以内		500,000	

10,000㎡を超え、20,000㎡以内		550,000	
20,000㎡を超え、30,000㎡以内		670,000	
30,000㎡を超え、40,000㎡以内		760,000	
40,000㎡を超え、50,000㎡以内		850,000	
50,000㎡を超える		別途見積	

※ 「構造計算等」とは、構造計算及び仕様規定で構造安全性を確認した図書。（以下同じ。）

※ 「特定木造建築物」とは、施行規則第1条の3第1項第一号イ（2）に定められた木造の建築物。

② 財団で防災評定業務を実施した確認の手数料

申請床面積の合計	手数料（非課税、単位：円）
100㎡以内	42,000
100㎡を超え、200㎡以内	52,000
200㎡を超え、300㎡以内	66,000
300㎡を超え、500㎡以内	80,000
500㎡を超え、1,000㎡以内	102,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	170,000
2,000㎡を超え、3,000㎡以内	225,000
3,000㎡を超え、4,000㎡以内	270,000
4,000㎡を超え、5,000㎡以内	315,000
5,000㎡を超え、6,000㎡以内	360,000
6,000㎡を超え、8,000㎡以内	414,000
8,000㎡を超え、10,000㎡以内	450,000
10,000㎡を超え、20,000㎡以内	495,000
20,000㎡を超え、30,000㎡以内	603,000
30,000㎡を超え、40,000㎡以内	684,000
40,000㎡を超え、50,000㎡以内	765,000
50,000㎡を超える	別途見積

（2）確認の加算手数料

① 構造計算等を行った棟数が2以上の構造審査の加算手数料

加算手数料（非課税、単位：円）	
構造計算等を行っている棟数から1を減じた数に 乗じる額	36,000

※ 構造強度に係る国土交通大臣の認定を受けている棟を除く。

② ルート2基準・小規模伝統的木造建築物審査の加算手数料

床面積の合計	加算手数料（非課税、単位：円）
100㎡以内	70,000
100㎡を超え、500㎡以内	80,000
500㎡を超え、1,000㎡以内	100,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	120,000
2,000㎡を超え、5,000㎡以内	150,000
5,000㎡を超え、10,000㎡以内	180,000
10,000㎡を超え、30,000㎡以内	240,000
30,000㎡を超え、50,000㎡以内	360,000
50,000㎡を超える	別途見積

※ 特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準のうち、確認審査が比較的容易にできるものの審査（「ルート2基準審査」という。）。

※ 構造上の棟毎に適用する。

③ 構造適判調整の加算手数料

床面積の合計	加算手数料（非課税、単位：円）
200㎡以内	20,000
200㎡を超え、50,000㎡以内	30,000
50,000㎡を超える	別途見積

※ 財団と構造計算適合性判定機関（「構造適判」という。）との調整及び図書の整合確認に係る経費。

※ 構造上の棟毎に適用する。

④ 仕様基準による省エネ基準審査の加算手数料

区分	加算手数料（非課税、単位：円）	
一戸建ての住宅	22,000	
共同住宅等・長屋	基本手数料	戸当たり（M）
	60,000	2,500

※ 基本手数料は、構造上の棟ごとに加算する。

※ 共同住宅・長屋は、 $60,000 \times \text{棟} + 2500 \times M$ （戸数）にて算出する。

⑤ 天空率審査の加算手数料

申請床面積の合計	加算手数料（非課税、単位：円）
200㎡以内	5,000
200㎡を超え、500㎡以内 ※1	10,000
500㎡を超える ※1	20,000

※ 道路、隣地及び北側高さ制限における2以上の審査を要する場合は、道路、隣地及び北側毎に適用する。

※1 それぞれの制限で領域が3を超える場合は、超えた領域の数ごとに10,000円を加算する。

⑥ 大阪府福祉のまちづくり条例対象建築物審査の加算手数料

申請床面積の合計	加算手数料（非課税、単位：円）
200㎡以内	5,000
200㎡を超える	10,000

⑦ 避難安全検証法審査の加算手数料

対象床面積の合計	加算手数料（非課税、単位：円）	
	区画避難安全検証法 階避難安全検証法	全館避難安全検証法
2,000㎡以内	48,000	57,000
2,000㎡を超え、5,000㎡以内	84,000	100,000
5,000㎡を超え、10,000㎡以内	90,000	115,000
10,000㎡を超え、50,000㎡以内	180,000	220,000
50,000㎡を超え、100,000㎡以内	270,000	320,000
100,000㎡を超え、200,000㎡以内	360,000	430,000
200,000㎡を超える	別途見積	別途見積

⑧ その他の検証法等の審査の加算手数料

床面積の合計	加算手数料（非課税、単位：円）
	耐火性能検証法・防火区画検証法 限界耐力計算法等
2,000㎡以内	48,000
2,000㎡を超え、5,000㎡以内	84,000
5,000㎡を超え、10,000㎡以内	90,000
10,000㎡を超え、50,000㎡以内	180,000

50,000㎡を超え、100,000㎡以内	270,000
100,000㎡を超え、200,000㎡以内	360,000
200,000㎡を超える	別途見積

※ 限界耐力計算法等とは、限界耐力計算と同等以上の構造計算（エネルギー法、告示免震等）を含む。

⑨ 特定天井等の審査の加算手数料

対象床面積の合計	加算手数料（非課税、単位：円）	
	特定天井	落下防止措置
200㎡を超え、500㎡以内	48,000	96,000
500㎡を超え、1,000㎡以内	84,000	168,000
1,000㎡を超える	120,000	240,000

⑩ 特殊な構造計画の審査の加算手数料

区分	加算手数料（非課税、単位：円）
併用構造 木造ラーメン構造 建築基準法施行令第46条第2項による構造（集成材等建築物） 任意フレーム解析ソフトによる構造計算 H13国交告第383号に規定する構造方法 その他財団が特殊な構造計画と判断したもの	36,000

※ 「H13国交告第383号に規定する構造方法」とは、土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の外壁等の構造方法。

※ 構造上の棟毎に適用する。

⑪ 建築設備の加算手数料

区分	手数料（非課税、単位：円）	
	確認の申請	計画変更確認の申請
エレベーター、エスカレーター	30,000	15,000
型式部材等製造認証取得昇降機（ホームエレベーター等） 小荷物専用昇降機 段差解消機、いす式階段昇降機	20,000	10,000

※ 台数ごとに手数料を加算する。

- 2 建築物を別棟増築する場合以外の増築は、増築する部分の床面積に当該既存の建築物の部分の床面積の二分の一の床面積を合計した面積を対象とする。
- 3 既存の建築物に構造耐力に関わる遡及適用等がある場合は、前項に係らず建築に係る部分の床面積に当該既存の建築物の部分の床面積を合計した面積を対象とする。
- 4 消防長等の同意を要する申請に係る別途追加する手数料は、次のとおりとする。

(1)

手数料（非課税、単位：円）	
再度、消防長等の同意を要する再送付の場合	2,000
財団職員が運搬する場合、消防署等と同行する場合	15,000

※ 消防長等の同意の送付は原則、信書便とする。また、同意時に申請図書の訂正等が必要な場合は原則、同意を取り下げの上再送付とする。

※ 財団が運搬する場合は、持込・返却のそれぞれに適用する。

- (2) 電子申請による確認の申請において、消防長等の同意を求める場合に財団が電磁的記録を図書作成（紙又は電子データ共）する場合の別途追加する手数料は、次のとおりとする。ただし、申請者が事前の申し出により消防長等の同意に必要な確認申請図書を準備する場合は除く。

ページ数の合計 (1部のページ数)	手数料（非課税、単位：円）		
	1部	2部	3部
50以内	1,000	2,000	3,000
50を超え、100以内	2,000	4,000	6,000
100を超え、200以内	4,000	8,000	12,000
200を超え、500以内	8,000	16,000	24,000
500を超え、1,000以内	14,000	28,000	42,000
1,000を超える	別途見積		

※ 出力は、白黒A4・A3サイズとし、他の出力が必要な場合は別途見積とする。

- 5 特殊な審査を要する場合の確認の申請手数料は、別途見積りとする。

(建築物の計画変更確認の申請手数料)

第3条 業務規程第24条に規定する計画変更確認の申請手数料は、申請1件につき、当該計画変更に係る部分の床面積の合計の二分の一（床面積が増加する部分にあっては、当該増加する部分）の床面積により、次の(1)の手数料と、(2)の加算手数料を合算して算定する。ただし、直前の確認済証又は中間検査合格証の交付を財団から受けていない計画変更確認を除く。

(1) 計画変更確認の手数料

床面積の合計	手数料 (非課税、単位:円)		
	2号・3号の 特定木造建 築物	2号・3号の 構造計算等 有	3号・型式認 定 (構造計算 等無)
30㎡以内	32,000	36,000	22,000
30㎡を超え、100㎡以内	42,000	46,000	32,000
100㎡を超え、200㎡以内	52,000	57,000	40,000
200㎡を超え、300㎡以内	61,000	73,000	46,000
300㎡を超え、500㎡以内	/	88,000	52,000
500㎡を超え、1,000㎡以内		113,000	80,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内		188,000	132,000
2,000㎡を超え、3,000㎡以内		250,000	175,000
3,000㎡を超え、4,000㎡以内		300,000	210,000
4,000㎡を超え、5,000㎡以内		350,000	250,000
5,000㎡を超え、6,000㎡以内		400,000	/
6,000㎡を超え、8,000㎡以内		460,000	
8,000㎡を超え、10,000㎡以内		500,000	
10,000㎡を超え、20,000㎡以内		550,000	
20,000㎡を超え、30,000㎡以内		670,000	
30,000㎡を超え、40,000㎡以内		760,000	
40,000㎡を超え、50,000㎡以内		850,000	
50,000㎡を超える		別途見積	

(2) 計画の変更部分に第2条第1項第2号の加算手数料の審査を要する場合は、当該規定を適用する。

- 2 直前の確認済証又は中間検査合格証の交付を財団から受けていない計画変更確認の申請手数料は、申請1件につき、第2条第1項の確認の手数料(加算手数料を含む。)を適用する。
- 3 浄化槽に関する計画変更確認の申請手数料は、10,000円とする。ただし、直前の確認済証又は中間検査合格証の交付を財団から受けていない場合は、21,000円とする。
- 4 建築設備(第7条第1項以外の設備を除く)のみに関する計画変更確認の申請手数料は、32,000円とする。ただし、直前の確認済証又は中間検査合格証の交付を財団から受けていない場合は、42,000円とする。

(建築物の中間検査の申請手数料)

第4条 業務規程第26条に規定する中間検査の申請手数料は、申請1件につき、当該検査に係る部分の床面積の合計(算定方法は、財団が定めた方法による。)により、次の(1)の手数料と、(2)の加算手数料を合算して算定する。ただし、直前の確認済証又は中間検査合格証の交付を財団から受けていない中間検査を除く。

(1) 中間検査の手数料

床面積の合計	手数料(非課税、単位:円)	
	右記以外	3号・型式認定 (構造計算等 無)
100㎡以内	36,000	27,000
100㎡を超え、200㎡以内	41,000	30,000
200㎡を超え、300㎡以内	57,000	36,000
300㎡を超え、500㎡以内	63,000	42,000
500㎡を超え、1,000㎡以内	94,000	66,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	125,000	88,000
2,000㎡を超え、3,000㎡以内	150,000	105,000
3,000㎡を超え、4,000㎡以内	168,000	118,000
4,000㎡を超え、5,000㎡以内	188,000	132,000
5,000㎡を超え、6,000㎡以内	213,000	
6,000㎡を超え、8,000㎡以内	238,000	
8,000㎡を超え、10,000㎡以内	288,000	
10,000㎡を超え、20,000㎡以内	330,000	
20,000㎡を超え、30,000㎡以内	450,000	
30,000㎡を超え、40,000㎡以内	530,000	
40,000㎡を超え、50,000㎡以内	670,000	
50,000㎡を超える	別途見積	

(2) 中間検査の加算手数料

軽微な変更届の審査の加算手数料

加算手数料(非課税、単位:円)	
中間検査の申請又は検査による軽微な変更届	5,000

※ 直前の確認済証又は中間検査合格証の交付を受けた日以降、中間検査の申請前までに提出された軽微な変更届ごとに手数料を加算する。

- 2 直前の確認済証又は中間検査合格証の交付を財団から受けていない中間検査の申請手数料は、申請1件につき、前項の中間検査の手数料と第2条第1項の確認の手数料（加算手数料を含む。）を合算して算定する。
- 3 中間検査により再検査を要する場合の手数料は、中間検査の対象床面積の合計の二分の一の床面積に対する中間検査の手数料とする。
- 4 検査予定日の5営業日前16時以降の検査予約、又は検査予約の変更は、10,000円を加算する。
- 5 検査当日（検査当日の1営業日前14時以降を含む）の検査日変更は、中間検査の手数料の50%又は30,000円のどちらか金額の低い方を加算する。

（建築物の完了検査の申請手数料）

第5条 業務規程第32条に規定する完了検査の申請手数料は、申請1件につき、当該検査に係る部分の床面積の合計（算定方法は、財団が定めた方法による。）により、次の（1）の手数料と、（2）の加算手数料を合算して算定する。ただし、直前の確認済証又は中間検査合格証の交付を財団から受けていない完了検査を除く。

（1）完了検査の手数料

床面積の合計	中間検査対象 (非課税、単位:円)		中間検査対象外 (非課税、単位:円)	
	右記以外	3号・型式 認定 (構造計算 等無)	右記以外	3号・型式 認定 (構造計算 等無)
100㎡以内	38,000	28,000	46,000	34,000
100㎡を超え、200㎡以内	42,000	32,000	51,000	39,000
200㎡を超え、300㎡以内	59,000	40,000	69,000	48,000
300㎡を超え、500㎡以内	65,000	48,000	78,000	58,000
500㎡を超え、1,000㎡以内	94,000	66,000	113,000	80,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	125,000	88,000	150,000	106,000
2,000㎡を超え、3,000㎡以内	150,000	105,000	180,000	126,000
3,000㎡を超え、4,000㎡以内	168,000	118,000	202,000	142,000
4,000㎡を超え、5,000㎡以内	188,000	132,000	226,000	159,000
5,000㎡を超え、6,000㎡以内	213,000		256,000	
6,000㎡を超え、8,000㎡以内	238,000		286,000	
8,000㎡を超え、10,000㎡以内	288,000		346,000	
10,000㎡を超え、20,000㎡以内	330,000		396,000	

20,000㎡を超え、30,000㎡以内	450,000	540,000
30,000㎡を超え、40,000㎡以内	530,000	636,000
40,000㎡を超え、50,000㎡以内	670,000	720,000
50,000㎡を超える	別途見積	別途見積

(2) 完了検査の加算手数料

① 軽微な変更届の審査の加算手数料(省エネ基準等に係る軽微な変更内容を除く。)

加算手数料(非課税、単位:円)	
完了検査の申請又は検査による軽微な変更届	5,000

※ 直前の確認済証、中間検査合格証又は仮使用認定通知書の交付を受けた日以降、完了検査の申請前までに提出された軽微な変更届ごとに手数料を加算する。

② 省エネ適合性判定等に係る建築物の加算手数料

加算手数料(非課税、単位:円) ※1,000円未満は、切り上げとする。	
(直前の省エネ適合性判定等を財団から受けている完了検査)	
省エネ適合性判定等の対象となる床面積の合計に対する完了検査の申請手数料×	30%
(直前の省エネ適合性判定等を財団から受けていない完了検査)	
省エネ適合性判定等の対象となる床面積の合計に対する完了検査の申請手数料×	60%

※ 省エネ適合性判定等とは、省エネ適合性判定通知書及び設計住宅性能評価書、長期優良住宅認定通知書又は長期使用構造等である確認書を利用する場合、その他省エネ基準省令に基づく基準による審査をいう。

※ 直前の省エネ適合性判定には、計画変更及び軽微変更該当証明を含む。

※ 棟毎に適用する。

ただし、以下のいずれかに該当する場合を除く。

- ・ 建築物の全てが省エネ計算の対象外の室のみの場合。
- ・ モデル建物法を使用する際にその対象となる室がない場合。
- ・ 計算対象となる室がある場合で、計算対象となる設備が設置されていない場合又は計算の省略ができる設備のみが設置されている場合。
- ・ 建設性能評価を申請し、検査の合理化ができると判断した場合を除く。

③ 省エネ基準等に係る軽微な変更届の審査の加算手数料

加算手数料(非課税、単位:円) ※1,000円未満は、切り上げとする。		
省エネ適判に係る軽微な変更内容の確認		
ルートA	一戸建ての住宅	5,000

	又は非住宅 ※3	
	上記以外	財団の建築物エネルギー消費性能適合判定 料金（税抜）※1 ×10%
ルートB		財団の建築物エネルギー消費性能適合判定料金（税抜）※1 ×30%
設計住宅性能評価、長期優良住宅に係る軽微な変更内容の確認（コース1のみ）		
ルートA	一戸建ての住宅 又は非住宅 ※3	5,000
	上記以外	財団の住宅性能評価料金（税抜）※2 ×10%
ルートB		財団の住宅性能評価料金（税抜）※2×30%
仕様規定		
一戸建ての住宅 ※3		5,000
上記以外		第2条第1項（2）④の手数料 ×10%

※1 一般財団法人大阪建築防災センター建築物省エネルギー消費性能適合性判定業務規程を適用し、別表第3又は別表第5の単独申請の判定料金

※2 一般財団法人大阪建築防災センター性能評価業務規程を適用し、別表第2、別表第5、別表第9又は別表第10の判定料金

※3 第5条（2）①の手数料が加算されている場合を除く。

※4 建設性能評価を申請し、検査の合理化ができると判断した場合を除く。

#### ④ 建築設備に関する加算手数料

区分	手数料（非課税、単位：円）
法第6条第1項の確認申請に併願されたエレベーター、エスカレーター	27,000 (35,000)
法第6条第1項の確認申請に併願された型式部材等製造認証取得昇降機（ホームエレベーター等）、小荷物専用昇降機、段差解消機、いす式階段昇降機	17,000 (25,000)
浄化槽	5,000 (13,000)

※ 完了検査を同時に行わない場合又は上記建築設備のみの再検査の場合は、カッコ書きによる。

- 直前の確認済証又は中間検査合格証の交付を財団から受けていない完了検査の申請手数料は、申請1件につき、前項の完了検査の手数料と第2条第1項の確認の手数料（加算手数料を含む。）を合算して算定する。
- 完了検査申請に係る建築物の追加説明書の審査手数料は、計画変更確認の申請手数

料の規定を適用する。

- 4 完了検査又は追加説明書の審査により再検査を要する場合の手数料は、完了検査の対象床面積の合計の二分の一の床面積に対する完了検査の手数料とする。なお、省エネ適合性判定に係る検査を要する場合は、省エネ適合性判定の対象となる床面積の合計の二分の一の床面積に対する完了検査の申請手数料に50%を乗じた額を加算する。  
(※1,000円未満は、切り上げとする。)
- 5 検査予定日の5営業日前16時以降の検査予約、又は検査予約の変更は、10,000円を加算する。
- 6 検査当日(検査当日の1営業日前14時以降を含む)の検査日変更は、完了検査の手数料の50%又は30,000円のどちらか金額の低い方を加算する。

(建築物の仮使用認定の申請手数料)

第6条 業務規程第38条に規定する仮使用認定の申請手数料は、申請1件につき、仮使用認定に係る部分の対象床面積の合計により、次のとおりとする。ただし、直前の確認済証又は中間検査合格証の交付を財団から受けていない仮使用認定を除く。

(1) 仮使用認定の手数料

対象床面積の合計	手数料(非課税、単位:円)
500㎡以内	40,000
500㎡を超え、2,000㎡以内	50,000
2,000㎡を超え、5,000㎡以内	60,000
5,000㎡を超え、10,000㎡以内	80,000
10,000㎡を超える	別途見積

(2) 仮使用認定の完了検査の加算手数料

① 軽微な変更届の審査の加算手数料(省エネ基準等に係る軽微な変更内容を除く。)

加算手数料(非課税、単位:円)	
仮使用の申請又は検査による軽微な変更届	5,000

※ 直前の確認済証又は中間検査合格証の交付を受けた日以降、仮使用認定の申請前までに提出された軽微な変更届ごとに手数料を加算する。

② 省エネ適合性判定等に係る建築物の加算手数料

加算手数料(非課税、単位:円)	
第5条第1項(2)②の手数料を加算	

③ 省エネ基準等の軽微な変更届の審査加算手数料

加算手数料（非課税、単位：円）
第5条第1項（2）③の手数料の加算を加算

- 2 直前の確認済証又は中間検査合格証の交付を財団から受けていない仮使用認定の申請手数料は、申請1件につき、前項の仮使用認定の手数料と第2条第1項の確認の手数料（加算手数料を含む。）を合算して算定する。
- 3 特定行政庁が実施する仮使用認定において、特定行政庁から財団に検査の依頼がある場合の料金は、第1項の手数料（消費税等10%を含む。）を適用する。

（建築設備の確認の申請手数料）

第7条 業務規程第17条に規定する建築設備の確認の申請手数料は、申請1件につき、当該建築設備の区分により、次のとおりとする。ただし、直前の確認済証の交付を財団から受けていない計画変更確認を除く。

区分	手数料（非課税、単位：円）	
	確認の申請	計画変更確認の申請
建築設備（以下を除く）	42,000	32,000
エレベーター、エスカレーター	30,000	15,000
型式部材等製造認証取得昇降機（ホームエレベーター等） 小荷物専用昇降機 段差解消機、いす式階段昇降機	20,000	10,000

- 2 直前の確認済証の交付を財団から受けていない計画変更確認又は完了検査の申請手数料は、申請1件につき、前項の確認の手数料又は完了検査の手数料に確認の手数料を合算して算定する。

（建築設備の完了検査の申請手数料）

第8条 業務規程第32条に規定する建築設備の完了検査の申請手数料は、申請1件につき、当該建築設備の区分により、次の（1）の手数料と、（2）の加算手数料を合算して算定する。ただし、直前の確認済証の交付を財団から受けていない完了検査を除く。

（1）完了検査の手数料

区分	手数料（非課税、単位：円）
建築設備（以下を除く）	35,000
エレベーター、エスカレーター	35,000

型式部材等製造認証取得昇降機（ホームエレベーター等） 小荷物専用昇降機 段差解消機、いす式階段昇降機	25,000
--	--------

(2) 完了検査の加算手数料

軽微な変更届の審査の加算手数料

加算手数料（非課税、単位：円）	
完了検査の申請又は検査による軽微な変更届	5,000

※ 直前の確認済証の交付を受けた日以降、完了検査の申請前までに提出された軽微な変更届ごとに手数料を加算する。

- 2 直前の確認済証の交付を財団から受けていない完了検査は、申請1件につき、完了検査の手数料に前条第1項の確認の手数料を合算して算定する。
- 3 完了検査申請に係る建築設備の追加説明書の審査手数料は、計画変更確認の申請手数料の規定を適用する。
- 4 検査予定日の5営業日前16時以降の検査予約、又は検査予約の変更は、10,000円を加算する。
- 5 検査当日（検査当日の1営業日前14時以降を含む）の検査日変更は、完了検査の手数料の50%又は30,000円のどちらか金額の低い方を加算する。

(工作物の確認の申請手数料)

第9条 業務規程第17条に規定する工作物の確認の申請手数料は、申請1件につき、当該工作物の最高高さにより、次のとおりとする。ただし、直前の確認済証の交付を財団から受けていない計画変更確認を除く。

最高高さ	手数料（非課税、単位：円）	
	確認の申請	計画変更確認の申請
5 m以内	32,000	15,000
5 mを超え、10m以内	38,000	19,000
10mを超え、20m以内	63,000	32,000
20mを超える	130,000	63,000

- 2 直前の確認済証の交付を財団から受けていない計画変更確認は、申請1件につき、前項の確認の手数料を適用する。

(工作物の完了検査の申請手数料)

第10条 業務規程第32条に規定する工作物の完了検査の申請手数料は、申請1件につき、当該工作物の最高高さにより、次の(1)の手数料と、(2)の加算手数料を合算して算定する。ただし、直前の確認済証の交付を財団から受けていない完了検査を除く。

(1) 完了検査の手数料

最高高さ	手数料(非課税、単位:円)
5 m以内	25,000
5 mを超え、10m以内	
10mを超え、20m以内	38,000
20mを超える	

(2) 完了検査の加算手数料

軽微な変更届の審査の加算手数料

加算手数料(非課税、単位:円)	
完了検査の申請又は検査による軽微な変更届	5,000

※ 直前の確認済証の交付を受けた日以降、完了検査の申請前までに提出された軽微な変更届ごとに手数料を加算する。

- 直前の確認済証の交付を財団から受けていない完了検査は、申請1件につき、完了検査の手数料に前条第1項の確認の手数料を合算して算定する。
- 完了検査申請に係る工作物の追加説明書の審査手数料は、計画変更確認の申請手数料の規定を適用する。
- 検査予定日の5営業日前16時以降の検査予約、又は検査予約の変更は、10,000円を加算する。
- 検査当日(検査当日の1営業日前14時以降を含む)の検査日変更は、完了検査の手数料の50%又は30,000円のどちらか金額の低い方を加算する。

(確認済証等の送付の手数料)

第11条 確認済証又は仮使用認定通知書(電子申請に限る。)、中間検査合格証及び検査済証(検査の申請図書に訂正等がある場合を除く。)の送付依頼がある場合の手数料は、申請1件につき、1,000円とする。ただし、財団が別に定めるものを除く。

(遠隔地の手数料の加算)

第12条 申請地が豊能郡豊能町、能勢町の間接検査及び完了検査は、それぞれの検査の申請手数料に、申請1件につき、10,000円を加算する。

(手数料の減額)

第13条 確認の申請(計画変更確認を除く。)に関して、財団の申請システムで作成された確認申請書(財団の申請システムから出力された確認申請書に限る。)を提出(電子申請を含む。)する場合は、手数料の額から1,000円を減額する。

2 検査の申請に関して、同一の敷地又は分譲宅地内等で3件以上の同時検査の場合は、申請1件につき、1,000円を減額する。

3 業務規程第47条第4項の規定により、手数料の減額をする場合、又は地域の実情等により減額が必要と認められる場合は、別途算出した額とする。

(再交付等の手数料)

第14条 確認済証、中間検査合格証、検査済証、又は仮使用認定通知書の再交付は、1通につき5,000円(非課税)とする。

2 電子交付された確認済証、中間検査合格証、検査済証、又は仮使用認定通知書を紙面でも交付の依頼がある場合は、1通につき5,000円(非課税)とする。

3 確認済証等の証明書の発行は、1件につき5,000円(非課税)とする。

4 確認申請書類等の閲覧及び弁護士法に基づく照会に係る手数料は、1件につき5,000円(非課税)とする。

5 同条第1項から第3項の送付依頼がある場合の手数料は、1件につき1,000円(非課税)とする。

(国、都道府県又は建築主事を置く市町村の手数料への準用)

第15条 第1条から前条までの規定は、財団が国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物等の確認検査を行う場合に準用する。

(規程に定めのない事項)

第16条 この規程に定めのない手数料については、別途協議し定めることとする。

(附 則)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成12年9月25日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成13年3月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成19年6月20日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成19年10月29日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成27年11月9日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成28年2月8日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成29年9月25日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月31日以前に着工した旧法第6条第1項第4号の特例建築物の計画変更確認申請、中間検査又は完了検査の手数料は、第3条(1)、第4条(1)又は第5条(1)の3号・型式認定の手数料を適用する。

令和7年3月31日以前に確認済証を交付し令和7年4月1日以降に着工する建築物のうち、追加審査が必要な場合に限り、別途定める手数料を検査申請時に加算する。

令和7年3月31日以前に確認を引き受けし令和7年4月1日以降に確認済証を交付する建築物は、令和7年4月1日施行する手数料規程を適用する。

(附 則)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。